

◆町実施の変更点

- 1 税目毎に納税通知書・納付書（ただし口座振替の方は納付書を除く）を発行しています。
*軽自動車税（種別割）は、車両1台ごと
- 2 コンビニエンスストアとスマートフォンアプリによる納付を開始しています。（口座振替の方は除く）
*添付のチラシを参照ください。
- 3 納期毎の納税負担の軽減を図ることを目的に第2期以降の固定資産税の納期を変更しています。
- 4 土地・家屋を共有でお持ちの方のうち、代表者以外の方にも今年から納税通知書を送らせていただいています。

=固定資産税の納期の変更=

	(変更前)		(変更後)
第2期	9月末日	→	8月 末日
第3期	11月末日	→	10月 末日
第4期	翌年 1月末日	→	12月28日

=町道民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税の納期の全体イメージ=

	(変更前)		(変更後)
7月 末日	町道民税・固定資産税・軽自動車税 第1期	→	変更なし
8月 末日		→	固定資産税 第2期
9月 末日	町道民税・固定資産税 第2期	→	町道民税 第2期
10月 末日		→	固定資産税 第3期
11月 末日	町道民税・固定資産税 第3期	→	町道民税 第3期
12月28日		→	固定資産税 第4期
1月 末日	町道民税・固定資産税 第4期	→	町道民税 第4期

◆税制改正について

1 固定資産税（土地）の負担調整措置

新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額を据え置く特別な措置を講じています。

2 軽自動車税（種別割）

令和元年度税制改正において、グリーン化特例（軽課）の適用期限が延長されたことにより、平成30年4月1日から令和3年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けており一定の環境性能を有する軽自動車には、軽課税率が適用されます。

対象者には、お知らせ文書を入れてあります。

車種区分		旧税率 (~H27.3.31)	新税率 (H27.4.1~)	重課税率 (14年経過)	軽課税率 50%軽減	軽課税率 25%軽減	
4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	3,500円	5,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,900円	2,900円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	2,500円	3,800円
3輪		3,100円	3,900円	4,600円	2,000円	3,000円	

また、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車には、重課税率が適用されます。

◆緊急経済対策における税制上の措置について

1 固定資産税（事業用家屋、償却資産の課税標準の特例）

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとしています。

＝課税標準特例適用の考え方＝

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて

- ・ 30%以上50%未満減少 → 課税標準額 1/2
- ・ 50%以上減少 → 課税標準額 0